

## 令和4年度第1回一関地区広域行政組合舞川清掃センター運営委員会会議録

1 会議名 令和4年度第1回一関地区広域行政組合舞川清掃センター運営委員会

2 開催日時 令和4年5月11日（水）午後6時30分から午後7時45分まで

3 開催場所 舞川清掃センター2階会議室

4 出席者

(1) 委員 佐藤儀幸会長、氏家壽栄副会長、氏家卓夫委員、氏家利明委員  
氏家弘委員、吉家寅男委員、千葉重夫委員、吉家東男委員  
菅原甲一委員、熊谷豊委員、石川誠委員、熊谷秀雄委員  
千葉誠委員、菅原勝亮委員

(2) 事務局 佐藤正幸事務局長、菅原彰事務局次長兼一関清掃センター所長、  
佐々木徹一関清掃センター施設第1係長、  
千葉聖也技師

5 議 事

(1) 周辺空間放射線量測定結果、水質検査結果、埋立量の実績報告について

(2) 舞川清掃センター住民健康診断について

(3) 舞川清掃センターに一時保管している指定廃棄物の最終処分について

(4) 花泉清掃センター埋立終了後の取扱いについて

6 公開、非公開の別 公開

7 傍聴者 なし

8 あいさつ（事務局長）

本日の運営委員会は、議事の内容について説明するので、率直なご質問やご意見をお願いしたい。

9 副会長の互選

副会長 氏家壽栄

（以下会長が議長を務める）

10 協議内容

(1) 周辺空間放射線量測定結果、水質検査結果、埋立量の実績報告について

（事務局が会議資料により説明を行った。）

（質疑応答）

委員 地下水が最終処分場の底を通った先で合流する沢があるのだが、その沢水の水質測定はいつごろ行う予定か。最終処分場の遮水シートから未処理の水が漏れていた場合、地下水に影響が出るため、その確認の意味で年1回の水質測定

を依頼していた。

事務局 測定時期については、会長と相談のうえ決めたい。

(2) 舞川清掃センター住民健康診断について

(事務局が会議資料により説明を行った。)

(質疑応答)

なし

(3) 舞川清掃センターに一時保管している指定廃棄物の最終処分について

(事務局が会議資料により説明を行った。)

(質疑応答)

委員 フレコンは側面の空間放射線量測定を行うとあるが、上面の測定は行わなくても良いのか。

事務局 測定を行わなくても良いのか確認する。

委員 空間放射線量測定と、その立合いは誰が行うのか。

事務局 測定は業者が行い、立合いは一関清掃センターで行う。

委員 立会いの際、測定状況の写真管理をしてもらいたい。

事務局 承知した。

委員 委員の立合いもできるように、調整してもらいたい。

事務局 承知した。日程を調整し報告する。

委員 処分先、業者については教えてもらえるのか。

事務局 一般廃棄物の処分であるため問題なく処分できるものではあるが、処分先での風評被害が無いよう、処分先自治体や業者名については秘密保持契約により、公表できないということを承知いただきたい。

委員 昨年度同様、一関市内では処分しないということか。

事務局 組合管内での処分は行わない。

委員 立合い日程については、民区長あてに報告願いたい。

事務局 承知した。

委員 一時保管を継続するベントナイトシートは、いつまでの保管期間となるか。

事務局 昨年度の測定時点で8,000Bq/kgを超えていたため、下がるまで一時保管を継続させていただきたい。

委員 舞川清掃センターの埋立終了後にも一時保管を継続するのではないかと懸念している。跡地利用にも影響が出るため、舞川清掃センターの埋立終了後には撤去していただきたい。

事務局 舞川清掃センターの埋立終了年度は、これまで令和8年度と公表しているが、

ごみの減量化や資源化により、埋立量が減ってきていることから、埋立期間も数年延びると考えている。一時保管を継続する指定廃棄物については、埋立終了後も一時保管を継続する考えではないため、今後も国との協議を進めていく。

委員 今回の会議を議事録として残してもらいたい。

事務局 承知した。

委員 一関清掃センターに保管している指定廃棄物の処分も、同じ時期に行うのか。

事務局 舞川清掃センターよりも先行して処分を行う。一関清掃センター分はお盆前に処分完了予定である。

委員 一関清掃センターでの保管量はどれくらいか。

事務局 コンクリートボックス114個。85.5tである。

(4) 花泉清掃センター埋立終了後の取扱いについて

(事務局が会議資料により説明を行った。)

(質疑応答)

委員 花泉清掃センターの埋立が1年早まっても、舞川清掃センターの埋立期間は延びる予測なのか。

事務局 市内の人口減少が進んでおり、それに伴ってごみの排出量も減る予測となっていることから、舞川清掃センターの埋立期間は延びると考えている。

委員 花泉清掃センターの埋立方法について、どのようなものを埋立しているのか。洗濯機やテレビをそのまま埋立しているのか。

事務局 現在は、資源になるものを取り除き、資源にならないものを埋立している。洗濯機やテレビなど一部の家電製品は、法律上受け入れない。製品をそのまま埋立することはなく、破碎をして埋立している。

(5) その他

(質疑応答)

委員 施設の災害により、ごみの受け入れができなくなった場合、他市町村で受け入れしてもらえるようになっているのか。

事務局 当施設は、住民の生活に必要不可欠な施設であるため、万が一、当施設でのごみの受け入れができなくなったとしても、大東清掃センターや近隣市町村へ、受入を要請するようになる。その逆で、受入側になる場合もある。

委員 他市町村のごみを受け入れた場合、中間処理後の廃棄物も受入するようになるのか。

事務局 県内どこの最終処分場も残余容量がひっ迫しているため、中間処理後の廃棄物は元の市町村で埋立をするようになる。

委 員 花泉清掃センターの跡地利用はどのようになっているのか。

事務局 花泉清掃センターは借地契約による借地であり、契約上、植林して返還することとなっている。舞川清掃センターの場合は、地元の皆様の要望を聞きながら検討していきたい。

11 その他

なし

12 担当課 一関清掃センター